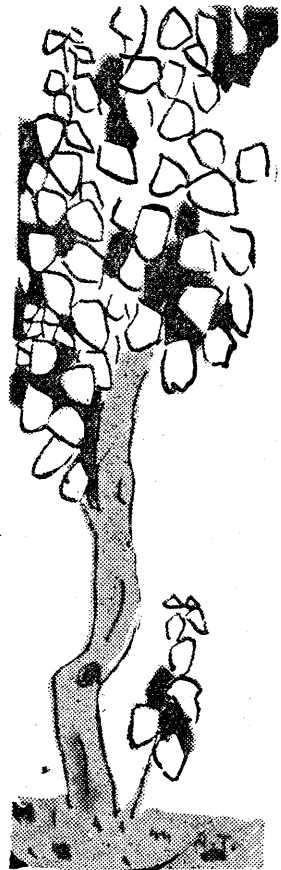


先づより多くの 幼児を



多田鉄雄

たまたま最近に出版されたドイツの本に「西欧の学校制度」 E. Hylla u. W. Wrinkle: *Leshulen in Westeuropa*, 1953.と云うのがあり、その幼稚園の項を通読してみると、早くから幼稚園を公学校系統に組入れているイギリス、フランスを除くと、むしろ制度上からは我が国の方が進んでいる点もあって、あながち世界の趨勢におくれていると云えない反面、西欧諸国が志向している方向もはっきりくみとれるので以下に紹介しよう。

「ノルウェー」 大都市及びその周辺地区には五才から六才までの子供のために一群の幼稚園がある。公立は一つもなく、凡て私人によって維持されている。幼稚園は教育施設であると同時に福祉施設であり、即ち両親が子供をそこへ入れる理由の一つは女中、下男の不足にあるからである。多くの幼稚園は月謝を徴収する。

「スウェーデン」 會っては家庭が就学前の子供の教育を引受けていたことは自明のことである。その後裕福な家庭は私立幼稚園の施設を利用し初めた。就中、高等学校付属小学校の付設幼稚園において。然しここ数十年來は多くの母親が家の外で職業につくことが次第に一般的になって、そのために沢山の保育所 *Kindertagesheim* や幼稚園が家政協同組合によって設立され、又商工業企業体からも、官公団体からも、更に私人からも設立されるに至っている。

これらは教育官庁の所管ではなく、社会福祉施設とされているが、實際のところは純粹に教育的目標を追求してい

るのである。幼稚園はいわば典型的な都市現象であるが、都市においても未だ保育所や幼稚園に收容される子供のパーセンテージは極くわずかである。現在の学校改革案は就学前教育の拡大を見込んでおり、近く公学校制度の一部になるうとしている。

「イタリー」 幼稚園は公立ではなく、私人、民間団体、殊に宗教団体から維持されている。就学の義務はなく、国は幼稚園教育プログラムを規定して、その経営を監督するだけである。

但し幼稚園教員は小学校八年修了後四年課程の養成を受けていねばならず、国は五つのかかる教員養成所を經營しており、約三〇の施設は国の認可をうけた私立幼稚園教員養成所である。

一九四九年現在で一〇、八七五の幼稚園、一九、三六四の組、八六二、七六一人の園児をもつが、都市及びこれに準ずる町に多いことは勿論である。

文部省は全国にわたって幼稚園の就学義務を導入することを企図しており、一般の人々の見解も幼稚園は小学校への予備段階として必要であるとしている。就学は無料ではない。文部大臣は近く議会に対し幼稚園義務制化と国庫補助を内容とする法案を提出する意図である。

「イギリス」 幼稚園（ナーサリー・スクール）は二才から四才まで、幼稚級（ナーサリー・クラス）は三才から四才までであり、前者は独立施設として、後者は小見学校（インフアント・スクール）の中に、又は初等学校（プライマリー・スクール）の中に、特に付設された施設として運営されている。その目標は子供の規則的な、健康的な、變化に富んだ、楽しい生活を打ちたてることであり、固定した時間表によらず、あそび・物語・音楽・易しい工作・休息と云った時間でみだされている。読み、書き、算の教具も備えつけられているが、子供に強制することはない。しかし幼稚園・幼稚級は凡て公学校系統の一部であり、先づ第一義的に教育的課題を果たすべきものであって、公立施設は無月謝である。

「ベルギー」 幼稚園は三才から五才までの子供を收容するもので、就学は随意であるが、それにも拘らず殆んど凡ての子供は幼稚園を経ている。即ち三才から五才までの子供の総数三三六、八二九人（一九四九年度）の中で、二七

二、二六四人が入園している。現在は四、〇六四の幼稚園があり、公立幼稚園が七七、四九八人の園児、認可私立幼稚園が一四七、四八七人、準認可幼稚園が四七、二七九人の園児を入れてゐる。

「ドイツ」 都市、準都市に多いが幼稚園は三才から五才までの子供を收容する。現在のところ公学校系統に属していないが、進歩的な諸州の州憲法又は州学校法では、公学校系統に属されるべきことが要求され又は言及されている。幼稚園は地方自治体、宗教団体、労働団体、工業組合から、又ある場合には私人から維持されている。入園はもとより随意であるが、個々の地域について見ると、四才と五才の全子供の五%から二〇%までとなっている。両親はその資産からして可能な限り、若干の経費を負担する。地方自治体は民間施設に対し、相当多額の補助を支出しており例えばフランクフルト・アム・マインの如きは一園児当り年額三〇〇マルクに達しているものもある。

厚生省関係では住宅難、恵まれぬ家庭環境、多くの母親の教育力の不足、増大する女性の職業従事傾向の現状にあつて、大多数の幼児の福祉と教育のために演ずる幼稚園の役割に関し、特に北ライン州、ウエストファーレン州において特別の関心を寄せている。

「オランダ」 いまのところ大多数の子供が幼稚園に入園しているが、未だ法的規定はない。然しこの事情は間もなく変るであろう。それは就学前教育に対しても法的基礎を与えるべき一つの法律が目下立案中であるからである。五の市当局が市立幼稚園（二二九園）を維持しており、残りは教会立であつて二、四二五園を数える。現在の園児総数は二八九、七三八人で該当年令児の六六%になっている。都市地区ではもっと多く八〇%に達している。大概の幼稚園はフレールベル式であるが、残念ながら若干は——殊に農村地方には——その教育的方法が確立して、子供を預かっているだけのものもある。凡ての幼稚園が若干の月謝を徴収する。

「スイス」 幼稚園は大体において地方自治体・民間団体の任意施設であり、有料・入園随意である。月謝収入を超える支出の一部分は公的財源から補助金によつてカバーされる。幼稚園は都市にも農村にも同様に存在しており、一部の地方では二才又は三才から收容しているところもある。一般的には早く四才からである。幼稚園は元來が私人によつて設立された由來もあつて、多くの場合、殊にドイツ系地方では公立学校とは直接の関連なしに存在している。

これに反しフランス系地方では一般に学校系統の中に組入れられており、例えばジュネーブ及びヴァーランドでは幼稚園の最年長組を初等学校の第一年として取扱っており、従つてこれを修了したものは初等学校第二学年に進むのである。福祉目的と教育目的とは目立つことなく相互にからみ合い、くみ合っているが、次第次第に教育目的の方にアクセントがかかりつつある。

「フランス」幼稚園（エウル・マテルネル）及び幼稚級（クラス・ザンファンテヌ）——二才から五才——は小学校行政に従属しており、三段階に分れている。最年少組（二、三才）中級組（四才）最年長組（五才）である。幼稚園は六時間開かれており、月謝は徴収されない。教育プログラムは、あそび、唱歌、図書、話し言葉練習、朗読、道徳的宗教的教育などである。

「デンマーク」保育所（幼稚園とあるが、そうは訳さない。筆者）が保護施設として認められており、労働省・社会省の所管となつている。従つて公学校系統にはもとより属さない。大概は私立施設であるが、総経費の三〇%だけが国政府によって負担されている。市立施設は市行政当局が少くとも総経費の三〇%を引受けているときは、国政府から四〇%の額の補助金を受ける。両親から拠金されるべき金額は収入の高低によって（月三〇——四〇クローネ）定められる。保育施設は都市だけに存在しているが、それでもその数は少なすぎるため、幼児の保護に十分ではない。

X X X X X X X

さて我が国をふり返つて見る。「家の子は幼稚園で……」と話しかけられて、何と云う幼稚園か確かめて見ると、それが保育所のことであつたり、「幼稚園の保母さんが」などと云うことは、相変らずよく耳にする言葉である。幼稚園が学校教育法の中で明確にその位置を規定され、以前に比べて幼稚園に対する認識が深まって来ていると云つても未だ一般に徹底しているとは云い切れないことである。しかし就学前教育の重要性をもっともっと一般の人々がよく理解するようになったにしても、おそらく幼稚園と保育所の混同は今の上ままだはあとをたたないであろう。その理由は何と云つても幼稚園と保育所とが一面において共通の課題を持つていることに他ならない。このことは前述の西欧

の例を見ても明らかであり、今後は幼稚園と保育所の機能をもっと別々のものにしてしまふか、又はこの両者を大所高所から考えて何らかの形で統合し、合理化するかしない限り解決されないことだと考えている。ここではその論議にはふれないが、ソ連が後者の方向に立つことは衆知のことと云えよう。

先達て四国へ出掛けた折、鳴門市を訪れて実に感心したことであるが、同市は凡ての幼児が幼稚園を経て小学校へ進んでいる。ここまでの例は、他所でも見受けられることだが、この市の幼児はその上に二年保育を受け得るようになっていたのである。それは幼稚園が少くとも就学前二年児をも保育するものでなければ、その本来の使命を果すものではないとの信念に基づいているのである。勿論そのためには、例えば精華幼稚園のように狭い園舎を工夫して、いわば二部教授でなければ一般には収容し切れないような多数の園児を収容して教育しているのである。しかも同市には別に保育所も相当数設置されているのであつて、私は同市の幼児教育関係者（教育委員会、教育長、園長）の識見に心からの敬意を表わすものであるが、おそらくこのようなことはむしろ珍しいことと云うべきであらう。

かと云つて或る果が保育所一本槍で進み、それに幼稚園の機能をも果させている場合、もしそれが就学前二ケ年までの幼児の殆んど凡てを収容し得ると共に、更に下つて乳児保育にまで進んで行くものであれば、それもその限りにおいては結構なことと云える。

然し現状は例えば広島、石川、東京のように私立幼稚園が圧倒的に多いところがある一方、北海道、香川、徳島、山形のように殆んどが公立幼稚園のところもあり、高知、愛媛、山梨、長野のように幼稚園数が少なく、保育所が優位を占めているところもあると云つた次第で、就学前教育施設はおそらくその質の点から見ても千差万別であらう。又数の上から云つても現在は就学前教育施設が必要に應じ切れない状況と云える。

ただし大都市などでは幾つもの幼稚園に志望しておいて結局そのどれか一つに入園する傾向も出て来ているので、又志望者がある特定の幼稚園に集中することもあつて、表面に現われた志望者数がそのまま真実の志望者を意味しない場合がある。それどころか東京都の一部ですでに幼稚園の濫立現象が現われて園児数が定員にみたないところも出て来ている。

しかし反面には或は近距離に施設がないためとか、或は保育料その他の費用を負担し切れないためとかで、内心では志望してはいるがそのままの意志表示もしない、いわば潜在志望者の数も案外大いのであって、現に一部の地域ではデフレの影響で子供の幼稚園入園をあきらめている事実が出て来ている。又保育所に関しては数年来の施設の増加と、国家の補助金とのアンバランスから、本年度は実質的な保育料値上げが予定されており、ここにも大きな問題がはらまれて来ている。

このように見てくると、形式的には学校教育法、児童福祉法によって幼稚園と保育所の制度は一応確立されているわけであるが、実際には未だこんとんの状態にあると云う他ない。このこんとんは、例えば幼稚園、保育所を二本建にするにしても一本化するにしても、もっとすっきりしたものにするとか、潜在志望者のために公立幼稚園を増設するとか私立幼稚園に補助金を交付するとか、更にすすんで全般的に保護者負担額を軽減する方策をとるとか、幾多の努力によって克服されて行かねばならぬことは勿論であるが、何よりも先づ保育所をも含めて就学前教育施設が凡ての幼児を収容するように拡充強化されて行くことを第一義的に考えて行くべきであろう。

▽日本保育学会(第八回)大会△

期 日 五月二十一日(土)午前九時より故倉橋惣三先生の追悼会を致します。(日本幼稚園協会・日本保育学会共同主催)

五月二十二日(日)午前八時半から午後四時まで

会 場 お茶の水女子大学講堂

内 容 研究発表、シンポジウム、共同研究(幼児の発達調査)発表

資 格 正会員、準会員、臨時会員(当日受付)

連絡先

東京都文京区大塚窪町
お茶の水女子大学児童学研究室

日本保育学会準備係